## 2. 人間にとって労働とは何か ― 性別分業がもたらすもの ―

母系社会が崩壊し家父長制度に移行したときから今日まで、ほとんどの国にお いて、女性は私的家事労働を担い男性は社会的労働に従事する"性別分業"が 行なわれているが、ここで、人間にとって労働とは何かを考えてみたい。ヘー ゲルは『精神現象学』のなかで、人間は労働を通じて人間になるといっている。 また、マルクスの疎外論には、労働のなかにこそ人間の本質があるとする人間 観が構たわっており、彼は労働共同体のなかに人間の本質を見い出している。 辞典には「労働は人類だけに特有な活動であり、労働によって人間は自然を変 革するとともに自己をも変革して、精神的・肉体的能力を発達させ、文化を発 達させる|とある(『労働用語辞典』、東洋経済新報社、1972、「労働 | )。 人間は社会的動物であり、社会のなかで成長していくものであるから、ヘーゲ ルが「労働を通じて人間になる」という場合の「労働」や、辞典が説明する 「労働」ということばは、私的労働よりも社会的労働を意味する部分が大きい と思われる。つまり、社会での労働のなかにこそ人間の本質が見い出され、そ の労働を通して人間は成長していくのである。私的労働は間接的に社会とつな がっているものの、それにのみ従事していると他の人間と交わりつつ自己を変 革していく機会も少なく、人間の成長にとって好ましくないのではないだろう かっ

樋口恵子氏は、人間には精神の自立、経済の自立、そして生活身辺の自立が必要であると述べている(樋口恵子編、前掲書、p154)。経済的に自立できないと性的自立もありえないから、精神的、経済的、生活身辺、そして性的、この4つが完成されてはじめてトータルな人間として生きる条件が満たされるのだと思う。現在、男性は生活身辺の自立が不充分で、女性は経済的自立から疎外されている。近代社会では、人は働いて経済的に自立することにより一人前の人間として認められる。だから、"労働権は基本的人権"だと憲法にもうたわれているが、女性(妻)の場合、男性(夫)に扶養されることを容認されている代りに、一人前の個人として自立する権利を認められていない。他の人に扶養されている人間には本当の自由がない。どんなに自由にみえても、親がかりの学生には目に見えない親の拘束があるように、夫に養ってもらっている妻

は夫の掌の外へは出られず、他人の従属物としてしか生きられないのである (樋口恵子編、前掲書、p9)。以前にみた未来社会を描いた映画では、地球の 人口が爆発し街には失業者があふれ、安楽死が合法化されるなかで、女性は家 具の一部となって住宅とともに売買されていた。労働権がまだ確立されていない日本の女性は、自力で生活することが困難で老後の保障もなく、あの映画の 女性たちと同じような状態にあるのだが、案外そのことに気づかない。あるいは気づかないように仕向けられているのかもしれない。経済力をもつということは、人が人間の誇りを保ちつつ生きていくうえでの支えになるのであるから、人間にとって経済的自立は必要欠くべからざるものだといえる。以上のことから、性別分業は女性の経済的自立を妨げ、基本的人権を侵害することになるので否定されなければならない。

しかし、多くの人々は性別分業を支持している。なぜなら、男性と女性は身 体的に異なった機能をもち、そこからあらわれる特性に沿って性別分業を行っ た方が、万事スムーズにいくのではないかと考えられているからだ。男は強い 力で女より優位に立ち女を守っていくべきだとされ、子どもを産む機能をもつ 女は元来やさしさや細やかさが備わっていることから、女は男に従っていくも のだとして、男らしさ女らしさが要求されてくる。そして、男は外で働き、女 は家庭を守るのが自然だということで、ほとんどの人は性別分業を肯定するの である。また、「子どもへの影響」といった点からも性別分業の有利性が指摘 される。つまり、性別分業をやめて男女とも外で働き仕事中心に生きるとすれ ば、かりに家事がある程度社会化されたとしても団らんの場である家庭の機能 は低下するだろうし、子どもが非行に走る可能性も出てきて悪影響を及ぼすと いうわけだ。けれど、子どもへの影響に関して言えば、親の背中を見て子ども は育つといわれるように、どんな場合にも親が子どもの傍にいるのがいいとは 限らず、子どもにとって重要なのはたんに親であることではなく、その親が人 間としてどのように生きているかが問題なのだ。それに、子どもへつきっきり の世話が必要なのはほんの一時期で、その後、たとえば母親には30年に渡る 長い人生の午後が残されるのである( 金森トシエ『女の就職』、 亜紀 書 房、 1979、p13)。 このことからも、母性をもつがゆえに私的労働に従事すべきだ とする性別分業の不合理性が指摘できる。

性別分業をなくし男女とも社会的労働に従事するためには、家事労働の社会化が必要になってくるが、たとえば育児などのように完全に社会化できない分野に関しては、育児休暇の立法化などが実現されなければならない。スウェーデンのある銀行で、一年間の育児休暇が与えられて男性が赤ん坊のめんどうをみている様子がフィルムで紹介されていたが、社会的労働と私的労働の両方に参加して、彼は自分のなかにある新しい面を発見し、ものの見方も変わってきたようだと話していた。性別分業は、男性を仕事人間にとどめ、育児などを通して子どもと接することのできる人間らしい生活から疎外し、また女性の経済的自立を妨げ男女差別を生み出し、男女から人間性を奪いとる。このような性別分業を肯定するわけにはいかないのである。

## 3 日本資本主義を支えているもの ― 家計補助労働 ―

性別分業を否定しなければならない最大の理由は、現在の資本主義社会で性別分業から生み出される男女差別が、資本側に利用されて女性が高度に搾取され、その結果、労働者全体の社会的地位低下につながっていくからである。性別分業の存在は労働者の生活をますます悪化させており、このことは欧米諸国に比べ男女差別の大きい日本に典型的にあらわれている。

日本独占資本の高度搾取を可能にならしめたものは、労働力を再生産するのに充分とはいえないほどの低賃金で雇うことのできた農村労働者の存在である。つまり、農村の自給経済と主婦の家計補助労働により低賃金が補われていたのである。労働者は農村の自給経済に支えながら、他方で資本家から受け取る賃金を、その生活の補充にあてた。彼らの労働力の再生産費は資本の商品で行なわれたのではなく、大きな部分を農村での自家労働によって生産された生活資料に依存していたから、彼らのもらい分が労働力の再生産費よりずっと少なくとも、その労働力は再生産できて、このことは日本の独占資本にとって非常に有利な条件となっていた。わずかな賃金コストで大きな利潤を獲得できたからである。一方、低賃金を農村のように自給経済で補うことのできない都市の労働者たちは、これを妻や母の家計補助労働(内職・アルバイト・パート)で補

うしかなかった。日本のように賃金の低い社会ほど、主婦の家計補助労働が労働力の再生産費のために費やされなければならないのである。戦後は形式的には男女平等となり、女性の意識も向上して経済的自立をめざす女性が多くなった。しかし、女性の社会的労働への参加が進んだのは女性の意識のめざめだけによるものではなく、男性の低賃金を補う必要にせまられたうえでのことだった。戦前戦後を通じて、女性を労働市場に引き出してきた大きな要因は工業の発展であった。女性労働は機械生産の導入とともに生産の中に組み込まれていった。家事労働は、工業化が進むと家庭の外へ流れ出し、主婦の手はあき、その財貨を求めるために女性は働きに出る。これが産業革命以来、ずっと進められてきた女性労働の歴史である(大羽綾子「婦人労働の基本問題」大羽綾子他編、前掲書、p77,87)。

こうして、高度成長期を境に夫婦の共働きが増えてきたが、これは性別分業が消滅して女性が社会的労働に参加できるようになったからではなく、夫の賃金が家計を支えきれなくなったことと、限界労働力の開発をめざす政府の積極的労働力政策によるものであった。高度成長で大量生産された各種の耐久消費財の普及により、人々の生活は豊かになったようにみえた。しかし、快適な生活を求めて消費需要が高まるなかで収入の方はそれ伴わなかったので、消費支出と賃金の乖離が生じ、ともかく女性は働きに出なければならなかった。夫と妻の二人が働きに出るならば収入は当然増えるはずだが、実質的には増えなかった。極端な例をあげるならば、夫の労働力の価格(賃金)が10であったとして、高度成長期の消費支出の膨張は夫の労働力の価格を引き下げ、夫ひとりの労働力では10の収入を得ることができなくなったので、妻が働いて二人で10の収入を得るのである。だから、妻の社会的労働はあくまで夫の10という収入を維持するための家計補助労働であり、独立した一個の社会的労働ではなかった。

家事労働を背負ったままで社会的労働(家計補助労働)に従事する女性の前には、当然矛盾があらわれた。エンゲルスは、近代の個別家族が、妻の公然または隠然たる家内奴隷制のうえに築かれているとして、女性労働の矛盾を次のように指摘している。「現代の大工業がはじめて女に社会的生産への道をひら

いた。だがその仕方は、女が家庭での私的労役の義務を果たせば、公的生産からしめ出されたままとなって一文も稼ぐことはできないし、また公的産業に参加してひとりだちで稼ごうと思えば、家庭の義務を果たすことができない、というぐあいである。そして、女にとって工場であるばかりか、いっさいの職業部門でも同じである」(エンゲルス、前掲書、p94)。表2によると、管理、

表 2. 労働種類別男女賃金格差

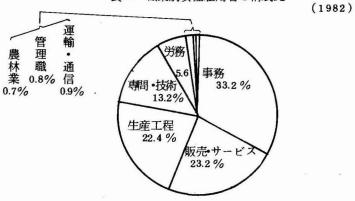
(定期給与1982)

	E	戠	利	重		男	性	女	性	男性に 女性の	対する 比率
管理	里、	事務	、技	術学	9働	277	7,728	131	,949	4 3	7. 5
生	産	部	門	労	働	2 2 2	2,393	101	,1 2 2	4 :	5. 5

出所:労働省「毎月勤労統計調査」

事務、技術労働と生産部門労働の女性の定期給与は、男性の半分以下になって いる。女性は結婚すれば家庭に入るというわが国の「しきたり」を維持し貫徹 することが、資本の一貫した女性労働対策であって、それは戦前戦後を通じて 変わっていない。そして、女性自身の考え方にも女性の生活は本来家庭にある という社会通念が深くしみこんでおり、女性にとって働くことは権利として認 められていないので、企業はそれをたくみに利用して差別を正当づけている。 まず、企業はなるべく安上がりに女性を使うため、年功序列賃金の最も安い時 期だけ回転を早くして、30歳定年制や結婚退職制で次々と女性を使い捨て、 20代後半から賃金の上昇カーブを頭打ちにして人件費を切り下げるという作 戦をとっている。そして、"お勤め"は結婚準備の期間にすぎないというムー ドをつくり出し、若い女性の結婚志向を高めさせるために、単純でやりがいの ない下積み労働ばかりを押しつける。女性の職種は、事務、販売、生産部門に 多く、管理職はわずか 0.8 %である (表 3 参照 )。年功賃金制度が支配的なわ が国で、女件の賃金には年齢差があまりなく、専門・技術職はほとんど熟練度 に相関なくおしなべて低賃金である。いくら長く勤めても昇進の道はほとんど 閉ざされ、男性の補助労働に終わる女性たちにとって、企業のねらいどおり結 婚は格好な逃げ場となる。





出所:総理府「労働調査」

表 4. 女性短時間雇用者数の推移

(非農林業)

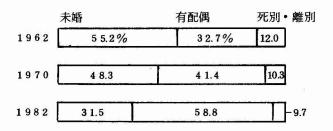
年度	女性雇用者数 (万人)	短時間雇用者数 (万人)	雇用者数に占める 短時間雇用者数 の 割 合
1960	701	5 7	8.1 %
6 5	893	8 2	9.2
7 0	1,0 8 6	1 3 0	1 2.0
75	1,159	198	1 7.1
8 0	1,3 4 5	256	1 9.0
81	1,382	266	1 9.2
8 2	1,408	284	2 0.2

出所:総理府「労働力調査」

はじめから使い捨て、男性と同等には扱わないという使用者の意図によって、 女性は好むと好まざるとにかかわらず、結婚・出産を境に職場を離れていく。 やがて育児の手が離れた時期、彼女たちを待っているのがパートタイマーとい う身分だ(樋口恵子編、前掲書、p34)。表4によると、60年には57万人だったパート労働者が、82年には284万人となり、非農林業の女性雇用者

1,408万人の20.2%を占めるようになった。つまり女性労働者5人に1人は パートタイマーということになる。家事を背負わされた女性が働ける時間を有 効に活用しようというのがパートタイマーで、これは企業にとって非常にトク な話である。家事に支障をきたさない程度に働くのだから、その時間いくら男 性なみに働いたところで男性と同等になれるはずがない。家庭と職場の二重の 労働に疲れたら、一時家庭に帰って休養すればいいし、不況でクビになっても 男性の失業者のように社会問題化することもない。パートタイマーを雇う企業 のメリットは、徹底したノーワーク、ノーペイの時給、日給の賃金で、これを 月給に換算すれば中卒者の初任給なみである。そのうえ、定期昇給もなくボー ナスや手当などほとんど支払わなくてすむ安上がりの労働力なのだ。そして、 有給休暇や生理休暇などによるロスもない。今やパートとは短時間の労働形態 を意味するだけでなく、低賃金、無権利、切り捨てごめんの女性労働者の代名 詞になってしまったのである(樋口恵子編、前掲書、p37)。中高年の既婚女性 が再就職できるところは、賃金やその他の労働条件が悪いところばかりで、大 企業の下請けで成り立つ中小企業が人件費をギリギリに節約するために、主婦 の安い労働力を求めている。日本の年功賃金体系は長く勤めているほど賃金が 高くなるので、いったん辞めて中途採用になると、男性でもきわめて不利にな ることはよく知られている。女性雇用者のなかに占める既婚者の比率が、5 8.8 %と高くなり(図5参照)、女性の働く条件が向上したかのようにみえるが、 中小零細の下請け企業で働く底辺労働者が増えているのが実情だといえよう。

図 5. 配偶関係別女性雇用者構成比の推移(非農林業)



出所:労働省『婦人労働の実情昭和58年版』

# 4. 男女平等への条件 - 女性保護撤廃 -

私的家事労働を背負わされた女性は、経済的に自立しにくい状況にある。また、資本主義社会において、母性機能は低く位置づけられ、さらに女性の劣性を強調する神話などによって地位を低められている。

構造的不況により経済が停滞するなかで、不安定就労のパート労働者である女性は、まっ先に首切りの対象とされ、不況をのりきるために進められているME革命は、女性にとって決定的に不利な状況をもたらしつつある。OA機器の導入は、女性の職種で比率の高い事務部門(33%)と生産現場(22%)で働く50数%の女性労働者に影響を及ぼすことになる。たとえば、コンピューターシステムによる電子交換機の導入は、電話交換手を失業させ、また、電機工場でテレビやラジオの組み立て作業に、自動組み立て装置を用いるようになると女子工員の姿が見られなくなるだろう。ILO事務局がまとめた女性労働者をとりまく現状についての報告は、「コンピューター化が女性の地位を下げる」と指摘している。その理由として、女性の職種が秘書、速記者やタイピストなどに集中し、企業内でも昇進制度から見放された存在になっており、コンピューター化はこの傾向に拍車をかけ、男性労働者と女性労働者との外化を招いているという(剣持一巳『マイコン革命と労働の未来』、日本評論者、1983、p196~198)。

こうしたなかで、女性労働の「保護」と「平等」をめぐる環境もきびしくなりつつある。女性労働者が差別されている現状を解決することなく、労働省の設けた「労働基準法研究会」は78年11月に労働基準法の女性に関する規定の大幅改訂と、男女平等の新しい立法と方策の必要を提言した。内容は、女性に関する保護のうち、母性保護(産前産後の休暇等)については充分の方向を打ち出しながら、一般女性保護(生理休暇、休日・時間外労働、深夜業の規制、危険有害業務の就業規制等)は合理的な理由がないとして、男女平等の立場から廃止の方向を報告をした。これに対し各界から、女性の労働条件を大幅に引下げ男女を含め低い労働条件に固定するものだと反対の声があがっている(『現代用語の基礎知識』、「労働基準法研究報告会」)。この報告は、次のような理由をあげて女性労働者に関する労働基準法の改「正」を提起している。そ

れは、労働基準法の制定当時に比べると生活様式の変化と労働環境の変化により、女性労働者条件が変わったということである。ここでいう労働環境の変化とは、技術革新によって重筋肉質労働が機械化し、高度の技術や熟練を必要とした仕事が自動化で容易になったことなどを意味している。だが、表面的にはそのようなことも言えるが、むしろ技術革新は、女性労働者をこれまで以上に不利な立場へと追いやる作用を果たしており、女性はME革命の技術革新と法律の改悪という二重の打撃を受けざるをえない状況に陥りつつぎる(剣持一巳、前掲書、p195)。

資本主義の下では、母性保護=労働能率低下ととらえ、その影響を職場秩序 からいかに排除するかという観点により、「女性は保護されているのだから男 性と差別されても仕方がない | としている。出産は女性にだけしかできないし 次の世代を生み出す重要な役目だから、産前産後あわせて12週間の出産休暇 が保障されているのだが、企業にとってはお荷物でありこんな厄介な話はない。 出産や育児などは絶対に入りこめない能率一本槍で、職場秩序を守っていかな ければならないとする企業に、子どもを産んだり育てたりする人間が入りこん でくると職場秩序を乱してしまうことになる。それで、女性は「保護か平等か」 の二者択一をせまられるわけだが、これは「雇用か賃上げか」という今日の雇 用対策とまったく同じ思想攻勢からくる資本の論理である。私的家事労働が女 件だけに背負わされている現在の資本主義社会において、女性保護は男性と平 等になるための条件であり、保護と平等は共存すべきものである。家事労働が 男女両方で分担してなされる社会ならば、差別などなく男女平等が確立されて いるはずだから女性保護など必要ない。だから、男女が平等になるためには、 できるだけ保護をなくすよう積極的に進めていかねばならないが、現段階では 残念ながら女性保護が必要なのである。しかし資本側は、女性が男女平等を訴 えるならば保護は撤廃すべきだと強く主張している。子どもを産んだり育てた りする女性が働けない職場とはいったいどんな職場なのか。これは働く人すべ ての労働条件の問題ではないだろうか。職場の環境はどんどん合理化が進み機 械化が進んで、分秒刻みで仕事が回転していく状況にあるが、そこでは働くと いうことが人間的な環境ではないということになりつつあるようだ(樋口恵子

## 編、前掲書、p202)。

現在の日本では職場の性差別を直接禁止する法律がない。労働基準法3条で は、「使用者は、労働者の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、賃金、 労働時間その他の労働条件について差別的取扱いをしてはならない」と均等待 遇が定められているが、「性別」を理由としての差別をしてはならないという ことは書かれていない。また、同じく4条では、「使用者は、労働者が女子で あることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならないし と、"賃金"についてだけ性による差別の禁止を規定している。このようなこ とから、募集、採用、賃金、昇進、定年、退職と職場でのあらゆる件による差 別を禁止しようという「男女雇用平等法案」が78年に出され、婦人少年問題 審議会(労、使、公益の三者9人構成)によって審議が重ねられ、83年末に は結論が出されるはずであった。しかし、使用者側の、①平均勤続年数の短か い女性を男性と同じように扱うことはできない、②労基法の女性保護条約は撤 廃すべきであるという主張は、労働者側とまっ正面から対立して平行線をたど り、欧米諸国ではすでに立法化されているのに、日本では難航している。使用 者側から「雇用平等法ができると日本経済の活力が落ちる」という声がきかれ るなかで、旭化成労務部長は「残業のない仕事なんてない。保護にこだわるか ぎり、女性への門戸開放などムリ。日本には資源がないのだから、基本的に欧 米より働かないとやっていけません。男性の労働時間を女性なみにするなんて ナンセンス | と断言している(『毎日新聞』、1983年11月19日)。このよう に、男女雇用平等法制定については、女性の労働権をとるか、あるいは終身雇 用をベースにした日本の経済発展を重視すべきかが争点になっているが、つい 最近(84年2月)、公益側から、女性保護をほぼ全廃し、昇進や退職などの 差別的取扱は罰則なしの禁止を規定する平等法原案が示された(資料6参照)。 これは、平等を得るためには保護を捨てるというもので、経済至上主義の後進 国日本では、女性の労働権確立にむけてまだまだ長い道のりを要するようだ。

部会で公益委員三人は平等法 でいるが、二十日開かれた同 三者九人構成)は密議を急い 労働部会」(労・使・公益の

一待しているが、審議は今後も の同部会報告とりまとめを明 色を示した。労働省は三月中

の強化にとどめる。

制するのは困難」と行政指導 男女差別禁止を「企業に強 施策においては野巣・採用の 意見を抑えた。しかし具体的

眼、妊産婦の残業や洗夜業務

の禁止)は別に女子の能力発

いては「母性保護(出産休

労務法の女子保 渡規定につ

制化は「全企業に強制は余り めていた有児休薬請求権の法

に困難」と迟けている。

ひどい女性環境無視 電機労連婦人対策部長・松

難航しそうだ。

見直し原案を示した。その骨 **原案と労募法の女子保護規定** 

委員の主張の差は大きく、公

一のない男女の意別的取り扱い

| 六時間以上は禁止)、休日労 労働(一日二時間以上、一週 という。具体的には①時間外 合があり、本米廃止すべきだし | 揮や職業選択の幅を挟める場

働、深枚業の項目は原則的に

けが平等の条件かと頻覚する なしに、保護をはずすことだ があるのに、その環境整備も 性と同じ基盤に立てない実態 社会環境、労働条件など、 は……。女性には家庭責任、 んなひどいものがでてくると 本惟子さんの話 まさか、こ

ような案で、話にならない。

・解析については合理的理由

線、福利厚生及び定年・退職 配政、昇進・昇格、

、教育訓

これまでの審談での労、使

のために女性を夜中まで無制 とんでもないこと。女性の雌 限に働かせようとするのは、

で安全に働く権利を守る 帰

-百

田勝 奕全 國勤 労済少年 館館 柳武每日新聞元輪說委員、和 益側(渡辺道子弁護士、背

長)がたたき台作成に踏みき

け、罰則なし。差別案件の解 は禁止する。だが労働側の求

った。「機会均等と待遇の平

子保護規定は原則的に廃止。 の生理休暇や残業規制など女 停機関を新設④母性保護以外 定は差別事実の解決のため調 取り扱いは罰則なしの禁止規 ・解脳などでの男女の差別的 務に②昇進・昇格や定年・退職 女差別撤廃は事業主の努力義 子はの募集と採用における男

一使用者委員の「昇進・昇格は | ら定年・退職までを対象とし 一等」については募集・採用か

一制力のある国家行政組織法三

一業が特に困難な女子には何ら

一機をはずし、

平等法を利用して女性の保 弁護士・中島通子さんの話

れは労働側の主張してきた強

| 表を含む制停機関を新設。こ 一決のため各都道府県に労使代 一める別則付きの禁止規定は避

の存続や緩和が適当②生理休

暇も廃止。ただし生理日の就 きい業種の従業員は現行規制 撤廃。ただし肉体的負担の大 へ向け労相の諮問機関「婦人 | のたたき台」としているが労

働側の反発は強く経営側も難

|男女雇用平等法||の制定||公益側は「審議を進めるため

| 法的規制になじまない] との | 条に基づく機関ではなく、 強 | かの配度が必要。労働側が求

一制力のない八条機関とする。

八カ国あるが、そのために保 する。平等法ができた団は十 人差別撤廃条約の精神にも反

をはずした国は一国もな

(資料6)

# 第Ⅳ章 経済民主主義の確立にむけて

本章では、I章からⅢ章までをふり返り、国家独占資本主義体制の下で労働者がおかれている現状から、経済民主化の必要性を説く。そして、少数巨大独占体本位へ社会のしくみを変えていくためには、労働運動や住民運動など下からの民主的改革を進めていかなければならず、それが経済民主主義確立への重要な一段階となることを示し、結論とする。

# 1. 国家独占資本主義下の労働者

動労が美徳とされる日本において労働者たちは人間らしい生活を保障されているかといえば否である。「働けど働けどわがくらし楽にならざりけり」という啄木の詩のように、日本の労働者は先進資本主義国の中でも一番長く働いているのに賃金は低く、有給休暇も少なく、週休2日制はまだほとんど実施されていない。戦後の労働政策は一貫して、労働者よりも企業を優遇するものであったし、戦前と同じように下請、社外工制度による二重構造をつくり出すことによって資本は増殖していった。高度成長期には、若年の低賃金労働力が不足したために主婦が労働市場にかり出され、これを境に女性の職場進出が目立ってくる。技術革新と労働者の知的・技能的水準の高まりは、生産性を向上させ日本はGNP世界第2位の経済大国となり、人々のくらしは豊かになったかのようにみえた。しかし、高度成長を支えていたのは、パートタイマーの中高年女性や下請労働者といった差別によって生み出された底辺労働者たちであり、長時間低賃金の一般労働者たちであった。

勤労者は低賃金で長時間労働を強いられているのに、国は経済大国を誇っているという矛盾はどこから来ているのだろうか。それは、低賃金労働力を資本著積源として、対米従属の独占資本と国家による利潤獲得が行なわれているからである。73年秋の石油危機は、石油に依存しきった重化学工業偏重の日本経済のもろさを証明するもので、日本は世界一の狂乱物価に陥り、失業者はあ

ふれ、石油危機のツケは国民と勤労者にまわされた。その後、現在まで続いている構造的不況のなかで、資本はME技術の導入や人減らし合理化を強行して減量経営を進めてきた。そして、今や日本は世界一のロボット導入国となり、常用労働者はパート労働者に切りかえられつつあり、不安定就労者は増加するいっぱうである。第三次産業革命ともいわれるME革命により自動車工場や電機工場の労働者たちはロボットに締め出され、キーパンチャーやオペレーターはOA機器の導入で職を奪われている。そして、機械のスピードに合わせて働く労働強化を強いられることになった労働者たちは、身体に支障をきたしはじめている。人間の英知を結集して開発されたME技術も、残念ながら労働者にとっては生かされておらず、逆に労働者を脅かし、また軍需産業に導入されて平和をも脅かす可能性が出てきた。

このように現在の日本経済は、労働者よりも企業を優先に展開されており、 生産性の向上も技術革新もすべて国家独占資本の増殖につながるだけで、労働 者には還元されていない。それは日本が資本主義社会であり、そこでは資本家 や企業が労働者を雇用して生産を行うという関係のもとで、資本家や企業が利 潤の追求と企業の拡大を目的として、賃労働の搾取による剰余価値の生産が行 なわれているからである。つまり、大規模な数千人数万人の共同労働による生 産がなされ、生産物も社会全体の消費のために生産されているにもかかわらず、 生産手段と生産物は資本家が独占し、労働者や国民は生活や労働の苦しさ、不 況や恐慌といった災厄に見舞われるのである。

日本資本主義は初発以来、国家の官僚機構とゆ着した国家独占資本主義であり、国家の経済的力能および国家権力へ強く依存・寄生し、強大な外国帝国主義へ従属していた。そして、労働者や中小企業からの搾取・収奪、周辺後進諸国に対する侵略によって、早急に成長・拡大してきたのである。戦後、アメリカの占領支配下で復活した国家独占資本主義は、ドッジライン(経済安定9原則)を契機とする対米従属再編のもとで強化され、60年代の高度経済成長期においては、重化学工業部門を中心に巨大独占体の資本著積を進め、国際競争力を強化し、その威力を発揮した。しかし、70年代には、公害や都市問題など生産の超高度集積に伴う経済的・社会的諸矛盾が激化し、石油危機以後はス

タグフレーションによる世界資本主義経済の激動と、複雑な構造的危機に直面して機能麻痺という事態が生じている(『大月経済学辞典』「国家独占資本主義」)。危機脱出策として、独占資本は要求利潤率を満たしながら物価を抑制するために、賃金上昇率を低くおさえようとし、政府は財政再建のために、大型物品税の導入など間接税を引き上げることによって政府収入を増やそうとし、行政改革を理由に福祉の大幅削減を実行しようとしている。そして、資源エネルギー確保のためにもアメリカへの依存は強められ、軍事支出、反共国家への援助など軍事化と対外進出がすすめられている。このように独占資本は、従来型の再生産・著積機構にもとづいて、国民にいっそうの低賃金・雇用不安・低福祉・公害を強制し、さらに戦争への危険性をも高めている(『講座今日の日本資本主義10』大月書店、1982、p12)。

# 2. 経済民主化の必要性

国民は生命・生活・権利を現在だけでなく将来にわたって保障されるべきであり、平和の確保、そして労働権・生活権・環境権の確立、それから支配・専制・差別の廃絶がなされなければならない。また、個人に民主的権利が保障されるように、民族や国家は他の民族・国家の支配から解放されなければならない。しかし、このような国民の要求を妨げているのが独占資本である。独占資本は国家権力を掌握しており、経済の基幹部門における決定権を支配している。独占資本の横暴な支配や対外経済侵略を規制し、さらには廃止して、圧倒的多数の勤労者・国民本位の社会に変革するためには、独占資本とゆ着しアメリカに従属している政府や国家権力に対する統制をうちたて、政治的民主化に着手することによって経済の民主主義的な改革を進めていかねばならない(『講座今日の日本資本主義 10 』、p13,263)。

少数の巨大独占体本位の方向から多数者本位へ社会のしくみを変えて国民の 労働権・生活権・環境権を確立するためには、これまで独占資本が推進してき た独占本位の重化学工業・石油偏重・輸出主導型の再生産・著積機構を、国民 生活本位の福祉・生活・環境・技術開発型のものに転換し、いまの大量生産・ 大量消費・大量廃棄による個人主義的生活様式から、地域において社会的共同 消費の充実に支えられた新しい生活様式への転換をめざすべきである。

また、現在多くの労働者は労働に苦痛を感じている。それが長時間低賃金からくるのはもちろんのことだが、現代の労働者が高度な知識と技能を身につけているにもかかわらず、その能力が労働現場で充分に発揮されておらず他人の決定に服従を強いられているからである。このような状況を改善し、生きがいのある人間としての能力と欲求を充足させ、労働の場を労働者の自己実現の場にするには、生産の基本決定(生産量・著積・技術・人事など)を含めて各種の決定ルートに労働者階級が直接・間接に参加しうる制度をつくっていかなければならない(『講座今日の日本資本主義10』、p18,69)。これらの課題を実行するには、経済民主主義の立場に立って日本経済を民主的に改革することが必要である。

経済民主主義の思想は大企業や官僚の所有権を規制するだけでなく、住民の 権利を担うような公務労働者を増やし、官僚的な行政機構を民主化し、軍事費 をはじめとする権力的支出を削減して福祉の領域に賃金を配布しなければなら ない。いわば、民主主義的な行財政制度の改革に手がつけられないと、現実に 所有特権を規制し福祉を充実する力量が発展せず、経済民主主義が形骸化する 危険をつねに伴っている。経済民主主義は、経済上の国民主権、国民本位の経 済を実現することといった積極的な内容をもつものとしてとらえられるが、わ が国において経済民主主義の要求がはじめて具体化され政策化されるきっかけ となったのは、73年の石油危機によってメジャー(国際的石油資本)をはじ めとする巨大企業、大商社の買い占め売りおしみによって、国民生活が狂乱物 価の波に襲われたという事実にもとづいている(池上惇『日本経済論』、同文 館、1981、p167,181)。 ヨーロッパ諸国においては、労働運動が経済民主主 義闘争の主役となっていて、労働運動をはなれておよそ経済民主主義運動につ いて語り得ないのにたいし、わが国では、市民運動が主役となって大企業の構 暴に対する民主的規制のたたかいがくり広げられてきた。しかし、消費生活要 求の政策分野が一定の成果をあげるようになると、運動は独占資本とのたたか

いに進むことなく、経済民主主義の主体形成にはつながらない迷路に迷い込む 傾向があらわれてきた。この点が、労働運動が経済民主主義の変革主体になっ ているヨーロッパ諸国とわが国の著しい相違である。ヨーロッパ諸国では政治 反動の巻き返しがあっても、簡単には経済民主主義のたたかいが後退しない( 角瀬保雄「経済民主主義に関する一考察」、法政大学『経済志林』16巻1号、 p12)。経済民主主義を遂行していく力量を著積するには、日本の市民運動は まだまだ大きな弱点をもっていたといえる。

経済民主主義それ自体は社会主義を意味するものではなく、国家独占資本主義の生み出す矛盾に対する国民の生活防衛という「生存権の理論」からさしあたって出発するものである。社会主義への移行は国家独占資本主義から直接なされるのではなく、生産力が高度に発達した条件において、労働者・国民が民主的諸改革をかちとり、独占の支配を専制し排除することが実現されたとき、民主的政府の国民多数の合意にもとづいて社会主義への移行が始まるのである。その意味において、経済民主主義実現の道はその充実とともに、既存の社会主義圏の弱点をも克服した。より高度の社会主義を準備することにも通じていくといわれている(角瀬保雄、前掲論文、p6)。

## 3. 民主的改革を進めるにあたって

経済民主主義の完全な実現は、資本主義社会から社会主義社会への移行によってなされるが、資本主義の枠内においては、大多数の国民が大きく経済の基本的決定に近づくために民主的改革を進めなければならない。それは経済民主主義の実現にむけての重要な一段階となるからである。民主的改革を進めるには、民主的政府の各種の政策手段を利用する側面(上からの改革)と、勤労者階級の運動による側面(下からの改革)とを有効に結合することが必要である。基本的には、下からの改革、民主主義運動と力量の発展が原動力となり、これに呼応して上からの改革が有効に作用する(『講座今日の日本資本主義10』、p21)。

また、民主的改革を行うためには、労働者階級の運動がある一定の発展の程

度に達していなければならないと考えられる。それはどのようなことかといえ ば、賃金や労働条件、労働災害、失業などのいわゆる日常的な経済要求闘争に おいては、それらが国民消費の向上、国内市場の拡大としての経済政策の中に 占める位置が明らかにされ、経済政策の体系の中でのそれぞれの整合性が形成 されなければならない。また、最低賃金制、社会保障、年金制度、雇用・失業 保障などのいわゆる制度的要求闘争においても、国民経済的意義が明らかにさ れ、それぞれの制度間の整合性がなければならない。それから、公務員労働者、 教員、国鉄労働者、マスコミ労働者などのいわゆる国民的・政策的課題をめぐ る運動、あるいは石炭やエネルギー部門での産業政策をめぐる運動は、各組合 でと各部門でとのものとしてではなく、国民経済全体のなかでの位置づけと相 互の整合性が与えられていかねばならない。このように、民主的改革を行うに は、経済的要求闘争においても、制度的要求闘争においても、国民的・政策的 課題をめぐる運動についても、いずれの場合もそれらの国民経済的な位置づけ と相互の整合性が要請されるが、それらは国家独占資本主義の経済的・政治的 支配のあり方全体にまでせまるものでなければならない(『講座今日の日本資 本主義 10 人 p265~266)。

独占的大企業を中心とする生産の集積と社会化が著しく進展しているわが国では、社会的な問題の解決にあたっては、大企業の諸活動を前提としないわけにはいかず、民主主義的な権力を確立する以前の段階から、大企業の諸活動を労働者・国民の利益に沿った方向にコントロールしていくことが経済民主主義運動の課題となっている。大企業に対する民主的規制は、合理化反対闘争や物価値上げ反対、公害反対闘争の発展途上で浮かびあがってくるものであり、最も重要な労働運動の一つとなっている(『講座今日の日本資到主義10』、p194)。

しかし、労働運動の現状はどうであろうか。独占資本主義のもとで、日本の 労働者はすぐれた資質を養い育ててきた。それは、有用的労働能力、知識、判 断力、規律性、協調性、文化・教育水準の高さなどである。こうした労働者の 能力・力量は、潜在的には企業・社会の民主的・社会的コントロールを成し遂 げる民主的統治能力を意味するが、現実の独占資本体制の下では、そのほとん どは資本の専制・差別・分断と、独占の組織する激しい生存競争によって資本 の生産力に転化されて、労使協調主義のなかに組み込まれ民主的団結の道を妨げられてきた。また、今日、雇用労働者の75%が高度成長のなかで肥大化した第三次産業で働いているというその存在形態は、労働者の階級的結集を困難にしている。また、労働組合や地域住民組織による下からの民主的規制のたたかいも全国的組織の活動や統一戦線運動などと結びついていない。労働組合の官僚化現象や春闘での連敗にみられるように、わが国の労働運動は完全に資本におさえてまれた形になっているのが現状である。

このような状態で大企業への民主的規制が行いうるのであろうか。これにつ いて角瀬保雄氏は次のように述べている。「わが国の就業者中における雇用人 口は、1955年に40%であったのが82年には72.6%に達し、賃金労働者は 社会の絶対的多数者となった。このことは、生産と労働の社会化が社会変革の 主体条件をつくり出すことを意味しているが、いま問われているのは、数的に 社会の多数者を形成するにいたった労働者階級が、その"数の力"を経済民主 主義の実現のうえで名実ともに示しうるようになるにはいかにしてかというこ とである』。そして角瀬氏は、経済民主主義を実現するためには、労働運動を 転換する条件と方向を明らかにすることが必要であると主張し、今日、労働者 階級の中核をなす大企業の労働者が経済民主主義のたたかいに立ち上がれない でいることこそが問題であると指摘している。つまり、いま求められているの は大企業に対する社会的規制もさることながら、大企業そのものの内部からの 経済民主主義へのたたかいであるとして、日本的雇用慣行が減量経営により崩 壊されつつあるのを背景に、大企業における労働者を真に階級的に結集できる 具体的な政策を確立すべきだと強調するのである。職場からの「合理化」反対 闘争に展望を与え、これを質的により高いものへと発展させる内容をもった政 策が必要とされているのだ(角瀬保雄、前掲論文、p13~16)。

終身雇用、年功序列といった日本的雇用関係が崩れていくなかで、労働者派 遺会社の出現などにより不安定就労者が増大しているが、大企業労働者の結集 と並行して、不安定就労者の結集も重要になってくるのではないだろうか。事 業主優先の労働政策や労働者供給事業の制度化にむけての動き、女性保護の撤 廃など、労働者を保護する法的規制は弱まりつつあり、企業を超えた労働者間 の結集とそが、労働者の権利を保障する手段になっている。労働組合の官僚化 や労働者の労働組合ばなれの現象がみられ、企業別労働組合が弱体化している ことからも、日本でも、ヨーロッパ諸国のような産業別労働組合を組織するこ とのできる土台が形成されつつあるのではないだろうか。企業別労働組合から 産業別労働組合、あるいはそれに類似した横の連帯の強い組織へ、労働運動の 拠点を転換することが、経済民主主義運動の主体形成にもつながってくると思 う。

さて、女性労働者は民主的改革運動にたいしてどのように取り組んでいくべきだろうか。短期労働者として扱われてきた女性は、労働組合へ加入している期間も短かく、たとえば、労働組合大会での代議員や中央役員の数をみても、女性はほとんど排除されているようだ。また、女性労働者の20%がパート労働者であり組織化されていないので、現在、女性労働者の連帯は男性よりもさらに弱い。しかし、女性の場合、もともと終身雇用・年功賃金といった日本的雇用形態からはずされており、ハンディを背負わされた共通の問題点を抱えていることから、男女雇用平等法制定の要求などを軸にして団結すれば、横の連帯の強い運動を展開できる可能性があるといえる。そして、これからの運動でまず着手しなければならないのは、独占資本の著積源となっている性別分業の崩壊である。その一環として、母性保護を両性の権利として見直す作業、家事や育児が男女の自由な労働の生活権として、両性に享受しうるよう労働条件を改善していくこと、など新しい地平を切り拓いていかねばならない。性差別の闘いが女性による女性のための運動としてではなく、両性による両性のための運動へと高められるべき次元に来ているのだ。

国民本位の経済民主主義を確立するには、労働にたいする意識の改革、つまり「男は仕事、女は家庭」の性別分業意識を崩壊し、私的労働と社会的労働の両方に男女が参加すべきであることを人々が認識することが、重要な要件となってくる。男女が経済的に自立してこそ対等な関係は保たれ、そのとき経済民主主義も確立されるからである。

社会主義社会は資本主義社会から直接移行されるのではなく、民主的諸改革が実現されるなかから人民的自由の確立と尊重がなされ、民主的な合意形成能

力をもった勤労者が大量に育ったとき成立するのであるから、そこではもちろん女性の労働権も確立されることになる。あらゆる事物は、生成・発展・消滅する歴史的存在であるが、"性別分業"は時代が変わればだんだん少なくなっていくというわけではない。現在の性別分業意識も突如として近代に生まれたものではなく、長い時代の中で積み重ねられてきたものである。そして、どんな変化の中でも権力を持つ側はそれを土台にして利用していく。だから、雇用問題や賃金面での改革が進められても、性別分業意識だけはなかなか消滅せず、男女差別は残されるということもありうるのである。

性別分業意識の改革は、職場や地域だけでなく家庭の中でも進めていくことができるし、男女がそれぞれの家庭において妥協せず日々健闘すべきであるが、やはり社会的に人々が結集して取り組まなければなかなか克服できるものではない。労働者が中心になる社会主義社会の建設にむけて、このような旧社会の母斑を残さないためにも、性別分業意識の改革を中心に据えて、女性労働者が卒先して、経済民主主義確立にむけての民主的改革運動をより強力に進めていかなければならないと思う。

## 参考文献

林直道『現代の日本経済』、青木書店、1982。

『講座 今日の日本資本主義』 2巻、3巻、大月書店、1981。

4巻、7巻、10巻、1982。

池上 惇『日本経済論』、同文館、1981。

塩田庄兵衛『日本社会運動史』、岩波書店、1982。

元島邦夫・岩崎信彦編『現代労使関係の理論』、青木書店、1982。

大河内一男『大河内一男集』第4巻、労働旬報社、1980。

江口英一他編『現代の労働政策』、大月書店、1981。

戸木田嘉久「現代資本主義と労働者階級」、岩波書店、1982。

剣持一巳『マイコン革命と労働の未来』、日本評論社、1983。

赤木昭夫『マイコン十ロボット=衝撃』、岩波ブックレット、1982。

大羽稜子·氏原正治郎編『婦人労働』、亜紀書房、1969。

広田寿子『現代女子労働の研究』、労働教育センター、1979。

竹中恵美子編『女子労働論』、有斐閣、1983。

樋口恵子編『あしたの女たちへ』、学陽書房、1977。

金森トシエ・岡田政子編『女の就職』、亜紀書房、1979。

ボーヴォワール『第二の性』、新潮文庫、1959。

アルビン・トフラー『第三の波』、日本放送出版協会、1980。

E・ザレツキィー他『資本主義・家族・個人生活』、亜紀書房、1980。

フリードリヒ・エンゲルス『家族・私有財産および国家の起源』、大月書店、1954。

林直道「経済学入門」、青木書店、1981。

大塚久雄『社会科学における人間』、岩波新書、1977。

**「経済評論」、1982年6月号。** 

「月刊絵評」、1983年12月号。

法政大学経営学部編『経済志林』、16巻1号。

「現代用語の基礎知識 1983」、自由国民社。

「大月経済学辞典」、大月書店、1979。

大河内一男他編『労働事典』、青林書院新社、1965。

「労働用語辞典」、東洋経済新報社、1982。

労働省編「昭和58年版労働白書」

労働大臣官房統計情報部編「労働統計要覧、1983」

日本婦人団体連合会編『婦人白書』 1983 年版、草土文化。